

知的障がい者を対象とした

弘前市会計年度任用職員（作業員）募集要項

知的障がい者を対象として、弘前公園内の清掃・手入れ作業等に従事する会計年度任用職員を募集します。

令和9年度の会計年度任用職員の募集に関しては、令和9年度予算成立の状況によって、募集の中止や採用を取りやめる場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、令和9年度予算は令和9年第1回弘前市議会定例会の議決を経て決定する予定です。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定 人数	採用予定日
かいけいねんど 会計年度 任用職員 さぎょういん (作業員)	(やといい じ 【雇入れ時】 えんない せいそう てい じょうそう ・ 園内の清掃・手入れ・除草 えんない じゅんびさぎょう ・ 園内まつり準備作業 えんないじゅもくかんりさぎょう など ・ 園内樹木管理作業 など へんこう はんい 【変更の範囲】 へんこう な 変更無し	にんていど 2人程度	れいわ ねん 令和9年 がつ にち 4月1日

2 おうほしかく 応募資格

つぎ
次の(1)及び(2)の条件を満たす者が受験できます。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する人

ア 愛護手帳（療育手帳）の交付を受けている人

イ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医

若しくは地域障害者職業センターが発行する知的障がい者であることの

判定書の交付を受けている人

※手帳等は申込日及び選考試験日当日において有効であることが必要です。

(2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項（次のアからウ）のいずれにも該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したもの者

こうえんかんり かん ちしき けいけん ふもん せっきよくてき
公園管理に関する知識や経験は不問ですが、積極的に
ちしき ぎじゆつ しゅとく しせい もと
知識・技術を取得しようとする姿勢が求められます。

3 雇用期間

れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで。

いこう ぎょうむ けいぞく ばあい ほんにん きんむじょうきょうとう さいど にんよう かのうせい
以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性

あり（ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回（令和11年度）まで）。なお、

さいしよ げつ じょうけんつきさいようきかん
最初の1か月は条件付採用期間となります。

こようかいし じき げんそく れいわ ねん がつ にち おうぼしゃ つごう いこう
※雇用開始の時期は原則、令和9年4月1日ですが、応募者の都合によっては、それ以降と
することもあります。

おうぼしかく もうしこみしよるい ふせい はんめい ばあい ごうかく と け
※応募資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、合格を取り消す

ことがあります。また、最終合格者であっても、採用までに公務員としてふさわしくな

い行為等があった場合は、採用されないこともあります。

4 きんむばしょ きんむじかんと 勤務場所、勤務時間等

はいぞくさき 配 属 先	きんむばしょ 勤務場所	きんむじかんと 勤務時間等
こうえんりよくちか 公園緑地課	やといい じ 【雇 入 れ 時】 ひろさきし 弘前市 しもしろがねちょう 下 白 銀 町 1 ばんち 番地 ひろさきこうえんない 弘 前 公 園 内 へんこう はんい 【変 更 の 範 囲】 へんこう な 変 更 無 し	きゅう じつ どようび にちようび しゅくじつほう さだ しゅくじつ 休 日：土曜日、日曜日、祝 日 法に定める 祝 日・ きゅうじつおよ ねんまつねんし がつ にち がつ にち 休 日 及び年 末 年 始（12月29日～1月3日） きんむじかん しゅう じかんきんむ 勤務時間： 週 30時間勤務 きゅうけいじかん ふんかん 休 憩 時間：45分 間 きゅうじつきんむ あり じかんがいきんむ あり 休 日 勤務：有 、 時間外勤務：有 めんせつ ないよう しゅう にちきんむ しゅう にち ※面 接 の 内 容 を ふ ま え、 週 5 日 勤務 または 週 4 日 きんむ 勤務とします。 しゅう にちきんむ ばあい きんむび わ ふ げんそく げつ ※ 週 4 日 勤務 の 場 合、勤務日 の 割 り 振 り は、原 則、月・ か もく きん こ こ じょうきょうとう へんこう かのう 火・木・金 ですが、個 々 の 状 況 等 に よ り 変 更 は 可 能 です。 きんむじかん げんそく しゅう じかん しょう とくせい 勤務時間：原 則、週 30時間 と し ま す が、障 がい の 特 性 たんしゅく こうりよ に よ る 短 縮 を 考 慮 す る こ と が あ り ま す。 しゅう にち じかんきんむ ばあい 週 5 日、30時間勤務の場 合 は、 ごぜん じ ぶん ご ご じ あいだ 午前8時30分から午後5時までの 間 の う ち の じかんきんむ 6時間勤務 しゅう にち じかんきんむ ばあい 週 4 日、30時間勤務の場 合 は、 ごぜん じ ぶん ご ご じ あいだ 午前8時30分から午後5時までの 間 の う ち の じかん ぶんきんむ 7時間30分 勤 務 きゅうけいじかん ふんかん 休 憩 時間：45分 間

5 休暇

きゅうか

(1) 年次有給休暇：

ねんじゅうきゅうきゅうか

にんようじ にち ふよ いご さいど にんようじ きんぞくねんすう おう にっすう ふよ
任用時に10日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。

(2) その他の休暇（取得条件あり）：

た きゅうか しゅとくじょうけん

ゆうきゅう びょうききゅうか きびききゅうか せいりきゅうか か ききゅうか けっこんきゅうか こうみんけんこうし
【有給】病気休暇、忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のため

きゅうか げんじゅうきよめつしつとう きゅうか さいがいとうしゅつさんこんなん きゅうか さいがい
の休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害

じたいきんとじょうきけんかいひ きゅうか しょうにん かんていにん さんこうにんなど しゅつとう
時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、

さんぜん さんごきゅうか しゅつしょう きゅうか はいぐうしゃしゅつさんきゅうか だんせいしよくいん いくじ
産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児

さんかきゅうか こつずいとう きゅうか いくじじかん こ かんごとうきゅうか たんきかいごきゅうか
参加休暇、骨髄等ドナー休暇、育児時間、子の看護等休暇、短期介護休暇

むきゅう りょうようきゅうか にんさんしつぺいきゅうか かいごきゅうか かいごじかん
【無給】療養休暇、妊娠疾病休暇、介護休暇、介護時間

6 給与等

きゅうようとう

(1) 給料／報酬

きゅうりょう ほうしゅう

げつがく えん さいど にんようじ ほうしゅう かさん ばあい
月額 153,445円（再度の任用時に報酬が加算となる場合があります）

こんご じんじいんかんこく こっかこうむいん きゅうよかいていとう ふ かいてい ひきあ ひきさ
※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下
げ）をすることもあります。

(2) 通勤手当／費用弁償

つうきんてあて ひようべんしょう

ア つうきんほうほう と へいがい つうきんきより いじょう ばあい しきゅう
通勤方法が徒歩以外であり、通勤距離が2キロメートル以上の場合に支給。

イ つうきんてあて がく つうきん じったい おう つぎ かか くぶん さんてい
通勤手当の額は、通勤の実態に応じ、次に掲げる区分により算定。

(7) 交通機関(バス、電車等)の利用：定期券等の額面及び基準に応じた額。

(イ) 交通用具(自動車、バイク、自転車等)の使用(他者運転同乗の場合を除く)：

こうつうようぐ じどうしゃ じてんしゃなど しょう たしやうんでんどうじょう ばあい のぞく

つうきんきより おう がく げつがく えん げんど
通勤距離に応じた額とし、月額66,400円を限度とする。

(ウ) 交通用具(自動車、バイク又は原動機付自転車)を使用し、常例として駐車場を利用し、その使用料を負担する場合：月額5,000円を限度とする。

ウ イの規定により算定した額の合計額は、1月につき150,000円を限度とする。

(3) 期末・勤勉手当

6月と12月に関係規定に基づき支給（在職期間や勤務成績等に応じて増減あり）

(4) 給与締切日 月末締め

(5) 給与支払日 当月21日

7 社会保険等

社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）、

雇用保険、労災保険に加入。

8 応募方法

次の書類を弘前市人事課（市役所前川本館2階）へ持参または

郵送により提出してください。なお、所定の選考申込書は、

人事課及びハローワーク弘前で配布するほか、弘前市ホームページからもダウンロードできます。



○選考申込書 1通 必要事項を記入し、顔写真を貼ってください。記入欄が不足す

る場合は、適宜用紙を追加してください。

※必要書類を郵送で入手したい場合は、返送先の住所・氏名を明記し、140円切手を

貼付した返信用封筒（角2号）を同封して、封筒の表に「会計年度任用職員募集

案内希望」と朱書きして、弘前市人事課人事研修係へ郵送してください。

9 郵送の場合の宛先

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1 人事課人事研修係

10 受付期間

令和8年10月5日(月曜日)から令和8年11月16日(月曜日)17時まで(必着)

郵送による場合は、令和8年11月16日(月曜日)までに到着したものに限り受付

します。また、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員選考申込」と朱書きで明記してください。

なお、簡易書留によらない場合の郵便の事故等については、一切考慮しません。

11 選考方法

令和8年11月25日(水曜日)に実地試験と面接試験を実施し、採用者を決定します。

選考の日程等詳細については、選考申込書の受付後に文書にて通知いたします。

※実地試験…実際の勤務場所において、1時間程度模擬作業を行います。

※面接試験…個別面接(面接の際には支援者等の同席を1名まで認めます。)

12 受験上の配慮

受験に際して何らかの配慮を希望される方は、申込書の「受験上の配慮希望」欄

に記入してください。

※内容によっては、試験の実施上配慮できない場合もあります。

※申込書への記入がない場合は、ご希望の対応ができないことがあります。

※受験の際、配慮を希望される方については、不利益や不公平にならない範囲で試験日時、

試験会場等を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

13 服務

任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。

また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第35条）
- (5) 争議行為の禁止（地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条）

14 兼業について

営利企業への従事（副業・兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、

行う場合には届出が必要となります。内容によっては制限がありますので、事前にご確

認ください。また、届出なく兼業を行った場合や、兼業の内容によっては懲戒処分

の対象となることがあります。

15 問い合わせ先

雇用条件について：人事課人事研修係（電話 0172-35-1119、

メール jinji@city.hirosaki.lg.jp）

業務内容について：公園緑地課管理係（電話 0172-33-8739）